

第3期文化経済部会（第1回）

**令和5年度における文化芸術の創造的循環
に資する取組と今後の方向性について**

令和5年6月1日
文化庁文化経済・国際課

本日の議題

- (1) 令和5年度における文化経済部会の議論の方向性
- (2) 文化芸術の創造的循環実現に向けた取組
- (3) 議論いただきたいこと

(敬称略)

(委員)

島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構理事長／九州国立博物館長

(臨時委員)

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト／一般社団法人フューチャーディションワオ代表理事
大橋 弘 東京大学教授
岡室 美奈子 早稲田大学教授／早稲田大学文化推進部参与
金野 幸雄 一般社団法人創造遺産機構理事
黒澤 浩美 金沢21世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
小池 藍 THE CREATIVE FUND, LLP代表パートナー／京都芸術大学専任講師
後藤 治 学校法人工学院大学理事長
後藤 和子 摂南大学経済学部教授
佐伯 知紀 上智大学文学部非常勤講師／NPO法人映像産業振興機構顧問
中島 さち子 株式会社steAm 代表取締役
森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官
山口 栄一 一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事
吉見 俊哉 國學院大学教授

文化審議会 第3期文化経済部会委員名簿 (WG) (令和5年4月1日現在)

【アート振興WG】

(敬称略)

片岡 真実 森美術館長／国立アートリサーチセンター長
黒澤 浩美 金沢21世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
大胡 玄 大胡アートアドバイザー合同会社代表
沢山 遼 美術批評家
杉浦 幸子 武蔵野美術大学芸術文化学科教授
住谷 晃一郎 香川県文化芸術局美術コーディネーター
田口 美和 タグチ・アートコレクション共同代表
保坂 健二郎 滋賀県立美術館長 (ディレクター)

【基盤・制度WG】

小池 藍 THE CREATIVE FUND, LLP代表パートナー／京都芸術大学専任講師
森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官
池上 健 明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授
桶田 大介 シティライツ法律事務所弁護士
小津 稚加子 九州大学大学院経済学研究院教授
山内 真理 公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザー代表

【文化芸術カウンシル機能検討WG】

石田 麻子 昭和音楽大学教授・学長補佐 舞台芸術政策研究所所長
後藤 治 学校法人 工学院大学 理事長
梅原 あすな 一般社団法人日本公共政策研究機構 客員研究員
北村 明子 有限会社シス・カンパニー代表取締役社長
草野 信明 株式会社クレアツォーネ 代表取締役
佐藤 主光 一橋大学経済学研究科教授
保坂 健二郎 滋賀県立美術館長 (ディレクター)

令和5年度における文化経済部会の議論の方向性

令和5年度文化経済部会における検討範囲案

文化経済部会

文化芸術の創造的循環の議論及びその普及方法の検討

6月1日 各WG立ち上げ、課題提案、PR等事業内容提案
12月頃 各WG報告、事業報告、（報告書案）
3月頃 （報告書案）

アート振興WG

日本国内のアート作品、美術館の運営の在り方

7月4日 課題整理
8月頃 具体案提案
12月頃 具体案とりまとめ

基盤・制度WG

美術品の公的な鑑定評価制度、デジタル、税制議論

7月5日 進捗報告、課題整理
10月頃 論点整理
12-1月頃 報告

カウンシル機能検討WG

令和4年度報告書にかかる進捗管理

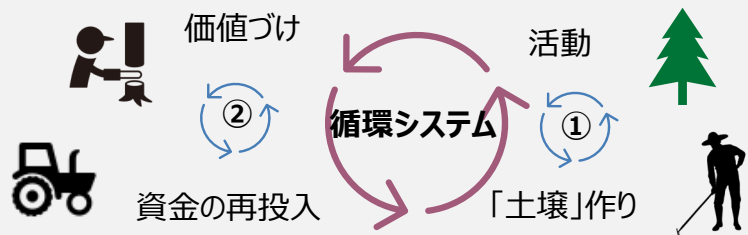
6月26日 事業報告
9月頃 事業報告
12月頃 事業最終報告

文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」概要（第1期文化経済部会報告書、令和4年3月）

文化と経済の好循環

二つの「創造的循環」によって、資金が確保されるとともに文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す「文化と経済の好循環」を実現する。

文化芸術の循環システムの構築 自律的で持続可能な経営



第1の「創造的循環」

文化芸術活動（「樹木」）を生み出す「土壌」を豊かにする循環

- (1) 創造的人材の持続的な育成
- (2) 「土壌」としての地域、場所
- (4) ファンレイジングと税制措置
- (5) 文化芸術DXの推進
- (6) 文化芸術活動と担い手に関する公的統計・データ整備とアーカイブ

第2の「創造的循環」

文化芸術活動（「樹木」）を「保育」し、価値を高めて行く循環

- (3) マーケティング、ブランディング、プロモーション
- (7) グローバル市場への積極的な関与

創造的循環達成のための「7つの渦」

具体的なアクションプラン案（報告書p.18～）

【文化芸術循環システムの構築】（基盤的施策）

- ① 文化芸術全般を振興するカウシル機能（伴走型支援機能）の確立・強化の検討
- ② 文化芸術/ソフトパワー・プロモーション強化に向けた関係機関の連携強化

(1)

- ① ワザの学修プログラム、②アーティスト等の就労環境の改善
- ③ プロデュース人材の育成

(2)

- ①地域芸術祭等のエコシステムの検証、②歴史的建造物等を地域で持続的に産業として育成する仕組みづくり
- ③中間支援組織等の形成支援、④海外富裕層の誘致

(3)

- ①発信強化、②グローバル（デジタル）マーケティング、③民間活動支援、④海外富裕層の誘致、⑤世界誘客の場づくり、⑥鑑賞者教育

(4)

- ①文化芸術への寄附促進、②寄附マッチング、③コレクターと美術館の関係強化、④動画制作のインセンティブ

(5)

- ①文化ビジネスのグローバル化推進、②新たなテクノロジーへの対応
- ③ブロックチェーン等を活用した美術品の来歴管理

(6)

- ①文化芸術関係統計データの整備、②国内アーカイブの連携
- ③ナショナルコレクションの形成、④公的鑑定評価制度の創設

(7)

- ①トップアーティストの育成、②文化ビジネスのグローバル展開
- ③国立館のパートナーシップ強化、④東アジアワイドでのプロモーション強化

文化芸術の創造的循環実現に向けた取組

「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要 文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。

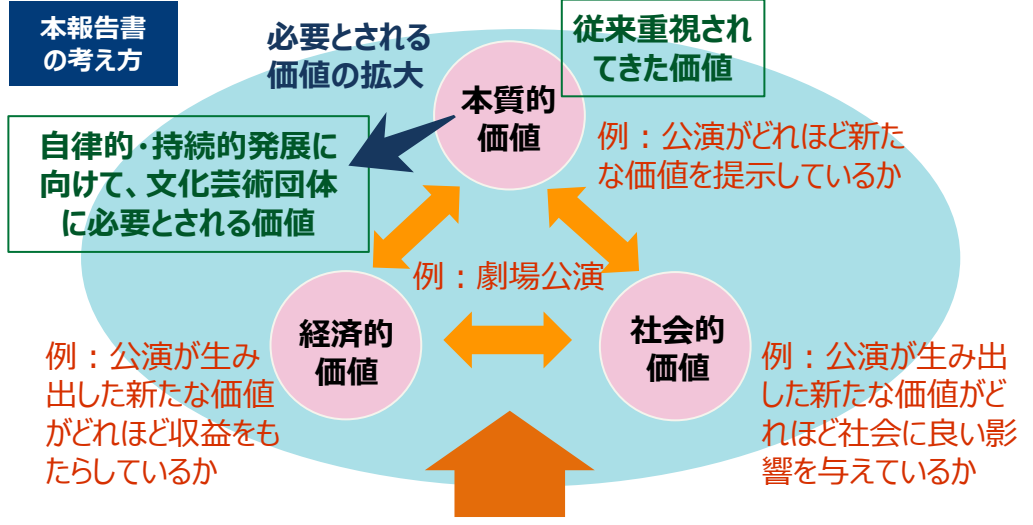
- 現状の課題**
- (1) 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない
 - (2) 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない
 - (3) 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
 - (4) 文化芸術団体への助成が団体**発展のインセンティブ**として不十分



- (1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化**
- 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化
 - **補助金の手続きを情報システムで管理**。基礎情報を集約化
 - 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする
 - **財務諸表や労務状況を定点観測**し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る
 - ロジックモデル等により、**自らの様々な価値を可視化**

- (2) 評価**
- 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それらを評価することが重要
 - 評価に活用できる**標準的な情報システム**について検討
 - 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。**自己改革を促進する仕組み**を構築
 - 多様なステイクホルダーによる**多角的な評価**を行う手法を検討

- (3) 伴走型支援**
- 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法
 - **伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織**を想定
 - 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立
 - 令和5年度から**伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立**



- 文化芸術の自律性・持続性を高める支援**
- ・可視化（統計）
 - ・客観化（数値化）
 - ・伴走型支援
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・サポート体制・枠組の整備 等

- (4) 補助金の配分方法**
- 戦略的な**補助金の配分方針**や重点分野の設定を検討
 - **文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担**
 - 補助金全体で配分率の調整
 - **マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員、委員選定基準の見直し**を検討
 - 組織基盤の強化、**運営改善を支援する補助金**の新設を検討
 - 芸文振が、**人材育成やマッチングなどの支援機能を強化**

- 今後の予定**
- R5～ 「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証
 - R5～ 「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討
 - R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

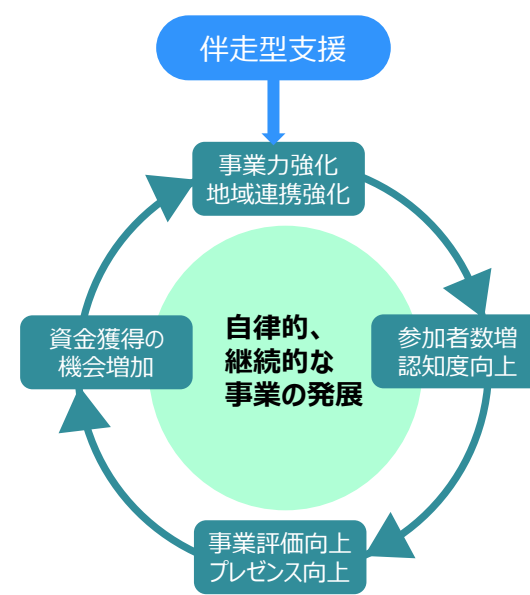
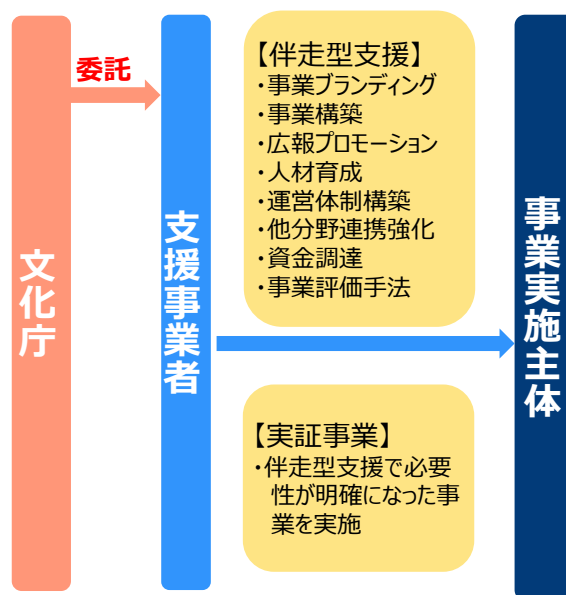
背景・課題

令和3年12月に文化審議会に新設した文化経済部会では、文化芸術の持続的発展のためには、文化芸術の土壌を耕し、活動の基盤をすることにより、新たな文化芸術を生み出すこと、生み出された文化芸術を価値づけし、需要を作り出すことによって、投資の機会を作り、さらに土壌を耕す原資とする「創造的循環」を作り出す「文化芸術のエコシステム」を構築すること、また、そこへの支援が必要と報告された。本事業では、エコシステム構築に向けた支援をどのように行うか、具体的な事業を対象に実証を行いながら、スキーム化を目指す。

事業内容 事業実施期間：令和5～9年度（予定）

文化芸術事業を実施する事業主体が抱える課題の解決に向けた伴走型支援を実施する。まずは、文化芸術の組織や事業を取り上げ、そこに集中的にコンサルティングを行うことにより、既存組織／事業の効果を高める。併せて、課題解決に向けた実証を行う。必要に応じて、事業補助を行い、その効果検証等を共同で行う。

①事業運営コンサルティング	80百万円
20百万円×4事業 = 80百万円	
②実証事業等実施	72百万円
18百万円×4事業 = 72百万円	
③事務局運営等	11百万円



アウトプット(活動目標)

- 支援実施事業数 (年間4件、総数(予定)20件)

アウトカム(成果目標)

初期(令和6年頃)：実証事業の中から実際に自律的運営を達成する事業をつくる

中期(令和9年頃)：文化庁補助事業のうち、全事業経費に占める補助金割合が50%以下のイベント／組織の数が増加。

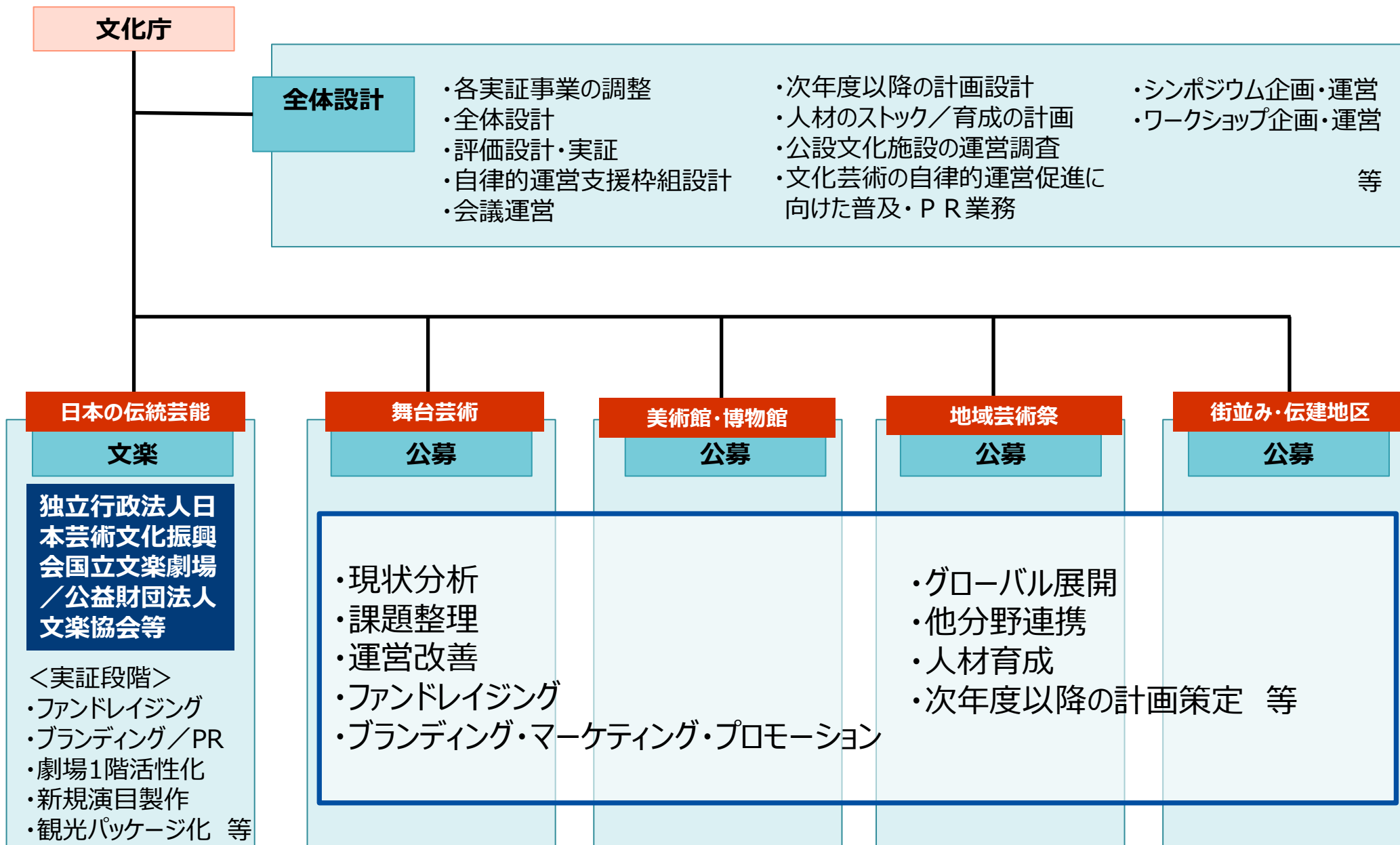
長期(令和14年頃)：補助金によらない事業を文化芸術の各分野に一定以上の割合で形成する

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

文化芸術領域の自律性を高めることは、補助金に頼らないだけでなく、事業の質を高めることにつながる。このことを通して、文化芸術領域が国民の支持・支援につながっていくことを目指していく。

令和5年度文化芸術の自律的運営促進事業全体設計（案）

今年度の目標：企画・調査・実証を通し、カウンスルWGで提言された将来の伴走型支援の手法を設計。
文化芸術の創造的循環の内外への浸透。



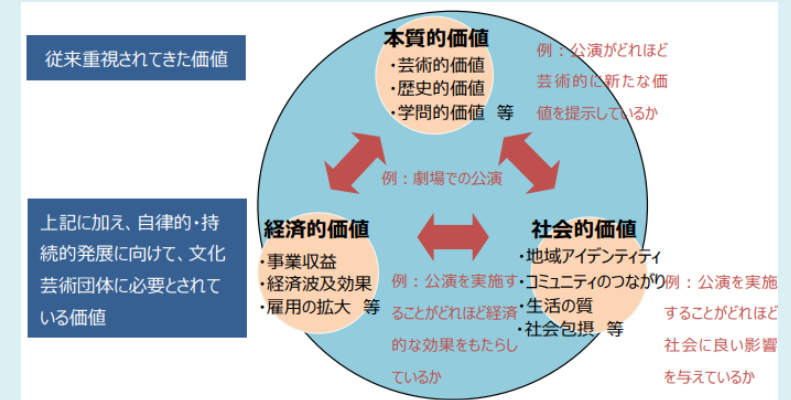
令和6年度以降舞台芸術団体支援の方向性

文化芸術推進フォーラム・芸団協からの要望

- 補助金申請・審査・交付の膨大な手続きは、芸術団体と行政の双方にとって負担
- 活動単位の評価システムで、的確な文化行政評価が可能か疑問
⇒ “活動”単位の補助金から脱却し、“団体”の役割を再評価し、安定的な運営・成長と発展に資する支援策を構築

文化審議会・文化経済部会WG報告書「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」

- 芸術団体が持続的に自ら発展する仕組みづくりの必要性
- 補助金申請・評価システム導入による業務の簡素化・団体の基礎的な情報の収集・分析・活用
- 「社会的価値」、「経済的価値」の可視化と評価・採択基準への援用
- 財務諸表や労務状況の定点観測による団体の運営能力向上やコンプライアンス対応の把握・改善
⇒ 伴走型による芸術団体の組織基盤強化・運営改善を促進し、持続的な発展を促す支援



課題

- 芸術団体への助成が団体発展のインセンティブとして不十分
- 補助金を出す側・もらう側の事務負担量が過大
- “活動”単位で「芸術性・創造性」「社会性」「運営」面を芸術専門家がバランスよく評価することの困難
(高収益活動や外部資金集めなど、運営努力が評価されにくい傾向)
- 定例的な活動支援を含め、継続支援団体が過半数
- 「分野、地域」等の特性を踏まえた設計が必要

改善の方向性

- 補助金申請・評価情報のシステム化
- 運営マネジメント専門家による長期的な運営の視点を含め多角的・客観的評価の充実
- 卓越した世界レベルでの“活動”支援及び自律的・持続的発展に向け運営努力を図る“団体”支援の拡充、助成対象経費の見直しと重点配分
- 日本の伝統芸能の実演家団体への支援、地方創生・地域貢献を志向する裾野団体への支援、全国各地の文化施設への支援の在り方を検討

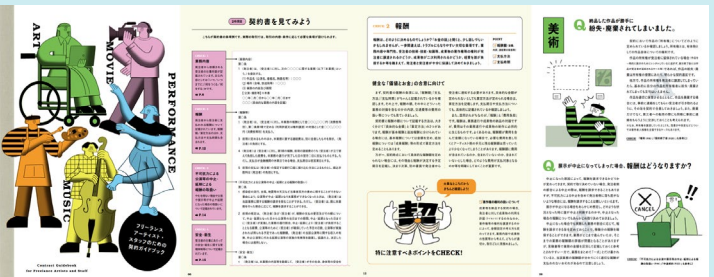
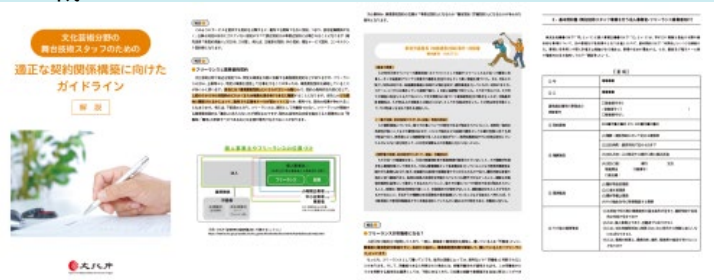
第1の創造的循環（土壌・基盤）に関する取組

(1) 創造的人材の持続的育成に係る取組 芸術家等の活動基盤強化 (広報周知活動) ①

令和3年9月～契約適正化検討会議の開催、令和4年7月ガイドライン公表後、文化庁HP上で事業広報及び情報提供活動を展開

芸術家等実務研修会の実施

- 令和5年1月～3月に実施した研修会（5ジャンル、計35回開催）について、教材や動画を掲載



文化芸術活動の基盤強化

文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について推進するなど、芸術家等・団体の活動基盤の強化を図っています。

お知らせ

- 文化芸術分野の契約等に関する相談窓口ページを公開し、相談受付を開始しました。(令和5年1月18日)
- 「文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問」ページの公開を開始しました。(令和5年1月18日)
- 「芸術家等の基礎知識」(社会保障制度)のページを公開しました。(令和5年1月16日)

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、令和3年9月から外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を行いました。

- ガイドライン概要(令和4年7月27日) (422KB)
- ガイドライン本文(令和4年7月27日) (448KB)
- 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

芸術家等実務研修会の実施

上記ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう、令和4年度から芸術家等実務研修会を実施します。

芸術家等の基礎知識

文化芸術分野で活動される方が「個人で活動する」ために必要な知識や制度について、基礎的な情報をまとめました。

文化芸術分野の契約等に関する相談窓口

文化芸術分野の契約に関係して生じる問題やトラブル、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインに関する質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。

- 令和4年度の相談については受付を終了しました。
- 令和5年度については、準備が整い次第再開します。

文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問

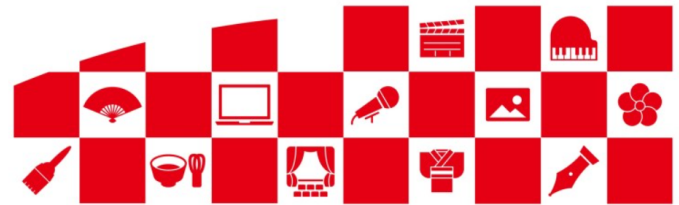
文化芸術分野の契約に関係して生じる問題及びトラブル、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインに関する質問等について、よくあるご質問をまとめています。

その他

- 文化芸術活動における契約関係についてのアンケート調査結果(令和3年12月実施) (942KB)
- ※令和4年2月3日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議(第3回)資料4

芸術家等の基礎知識

個人で活動する芸術家等が知っておきたい制度や情報



文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等を推進しているところです。その中で、文化芸術分野で活動される方が「個人で活動する」ために必要な知識を身につけずに活動を始めるといことがわかりました。技能や技術を磨くのに心を注いでこられた皆さんにとどいても手薄にしているかもしれない知識について、基礎的な情報をまとめましたので、将来的に芸術家等を目指す学生の方々から、既に第一線で活躍されている芸術家等の方々まで、幅広く活用していただけたら幸いです。

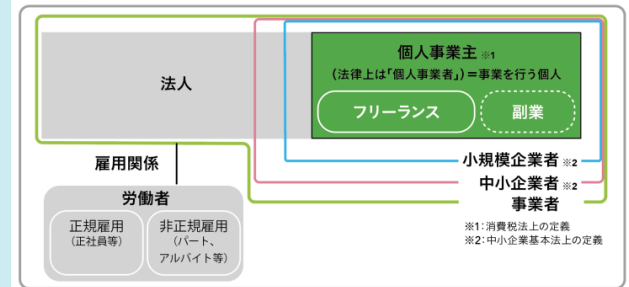
- ▶ 個人で活動すること
- ▶ 社会保障制度
- ▶ 契約について
- ▶ 著作権について
- ▶ 個人事業主の税金
- ▶ 相談窓口等

※順次公開してまいります。

● 芸術家等が個人で活動する上で知っておきたい制度や法律について、わかりやすく説明



個人事業主やフリーランスの位置づけ



(1) 創造的人材の持続的育成に係る取組 芸術家等の活動基盤強化 (広報周知活動) ②

文化芸術分野の契約等に関する相談窓口

文化庁では、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関することや契約に際して生じる問題及びトラブルについて、文化芸術分野における契約に特化した見解を有するとともに、知的財産権に関する法律業務について専門的な知識・経験を有する弁護士が対応する相談窓口を設置しています。

よくあるご質問

みなさんから寄せられるよくあるご質問を掲載しています。ご相談の前にぜひご覧ください。

よくあるご質問一覧

- 文化庁のガイドラインに関することや、契約に関係して生じる問題及びトラブルに関する内容について、弁護士が相談対応

ご相談受付フォーム

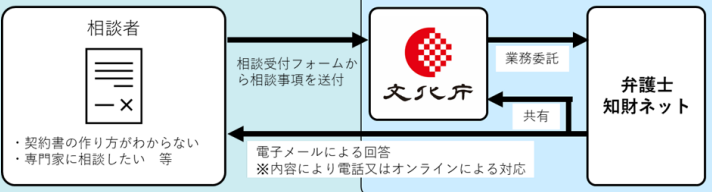
文化芸術分野の契約等に関する相談窓口

* 必須

1. 相談内容の種類*

- 文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に関すること
- 契約に関する基本的なこと（一般論について）
- 契約締結に際しての疑問点など
- 契約中のトラブルなど
- 契約解除・契約終了に伴うトラブルなど
- 契約に反映すべき権利関係（著作権等）について
- その他

相談窓口（守秘義務有）



文化芸術活動の基盤強化

文化庁では、芸術家等が安心・安全な環境で文化芸術活動ができるよう契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築について推進するなど、芸術家等・団体の活動基盤の強化を図っています。

お知らせ

- 文化芸術分野の契約等に関する相談窓口」ページを公開し、相談受付を開始しました。（令和5年1月18日）
- 「文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問」ページの公開を開始しました。（令和5年1月18日）
- 「芸術家等の基礎知識」（社会保険制度）のページを公開しました。（令和5年1月16日）

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、令和3年9月から外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、契約の書面化の推進や適正な契約関係の構築等について検討を行いました。令和4年7月、同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表しました。

- [ガイドライン概要（令和4年7月27日）](#) (422KB)
- [ガイドライン本文（令和4年7月27日）](#) (448KB)
- [文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議](#)

芸術家等実務研修会の実施

上記ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう、令和4年度から芸術家等実務研修会を実施します。

芸術家等の基礎知識

文化芸術分野で活動される方々が「個人で活動する」ために必要な知識や制度について、基礎的な情報をまとめました。

文化芸術分野の契約等に関する相談窓口

文化芸術分野の契約に関係して生じる問題やトラブル、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインに関する質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応します。

令和4年度の相談については受付を終了しました。
令和5年度については、準備が整い次第再開します。

文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問

文化芸術分野の契約に関係して生じる問題及びトラブル、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインに関する質問等について、よくあるご質問をまとめています。

その他

- [文化芸術活動における契約関係についてのアンケート調査結果（令和3年12月実施）](#) (942KB)
- ※令和4年2月3日文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第3回）資料4

文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問

Q カテゴリで絞り込む

- すべて
- 1-1 契約に関する基本的なこと
- 1-2 契約締結にあたっての注意点
- 1-3 契約中のトラブル
- 1-4 契約解除をめぐるトラブル/契約終了後のトラブル
- 1-5 契約に反映すべき権利関係（著作権等）について
- 1-6 その他

1 契約に関する基本的なこと

- Q 1-1 「契約」とはつまりどういうことですか。 ↑
- A 契約とは、当事者間に権利や義務を発生させる合意であり、法的な拘束力をもつものをいいます。例えば、ある仕事に対して、一定の金額を支払うことを当事者間で合意すれば、これが契約となります。他方、法律は、その内容に合意するか否かを問わず、その定めに従うことを要求される法的なルールを意味します。一般に、契約（当事者間の合意）は、法律の定めによって優先される契約（当事者間の合意）を優先して適用されるものも存在します。ただし、一部の法律の定めについては、契約（当事者間の合意）に優先して適用されるものもあります。特に、当事者の一方にあまりにも有利な契約（合意）は、場合によっては、法律により無効となる可能性があります。そのため、既に契約（当事者間の合意）をした場合であっても、その有効性などについてお悩みの場合は、相談窓口のご利用をご検討ください。
- Q 1-2 口約束でも契約になりますか。 ↓
- Q 1-3 「証拠」にサインをするように言われました。これは契約したことになるのですか。 ↓
- Q 1-4 コンテストやコンペに作品応募しましたが、採用されませんでした。同じ作品を今後も使用してもよいでしょうか。 ↓
- Q 1-5 仕事を依頼されましたが、私はアルバイトやパートではなく、労働者ではないとのことでした。どういふことでしょうか。 ↓
- Q 1-6 契約は「業務委託」と言われました。業務委託とは、どのような意味でしょうか。 ↓

2 契約締結にあたっての注意点

- Q 2-1 ガイドライン等のひな型を参考に契約書を作成し、取引先と交渉しましたが、契約書ではない出演依頼書等が提示されました。記載されている内容は取引先に都合の良い事項ばかり記載されています。どうすればガイドラインを参考にし契約を交わしてもらえるでしょうか。 ↑
- A 取引先から提示された出演依頼書等の内容に納得できないのであれば、出演依頼書等の内容を承諾する旨の書面を提出したり、その旨メールを送信したりすることは控えてください。そのような書面やメールを取引先に送ってしまうと、出演依頼書等に記載された内容の契約が成立してしまうためです。そのうえで、改めて取引先に出演条件について交渉したいという意向を伝えましょう。取引先は、一般に契約に関する経験・知識が豊富と思われるから、具体的な内容や交渉の方法については、相談窓口のご利用をご検討ください。
- Q 2-2 契約が大分なものは分りましたが、具体的にどのような内容を用意すればよいのか分かりません。何かひな型のものはありますか？ ↓
- Q 2-3 取引先から作品の制作を依頼されたので、報酬、納期をメールで提示したところ、承諾する旨の返信を得ました。別途、契約書は作成した方がよいのでしょうか？ ↓

- 文化芸術分野における契約において生じ得る内容を想定し、Q&Aを約30問公開

(4) ファンドレイジングと税制措置に係る取組

○文化庁関係の税制については資料 4 - 2 の通り

○文化庁ウェブサイトにて文化関係税制を網羅的に紹介するページを作成

税目から調べる

所得税

個人	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財の譲渡に関する優遇措置<ul style="list-style-type: none">・ 譲渡所得についての所得税：2千万円を限度とする特別控除・ 芸術家個人に関する優遇措置<ul style="list-style-type: none">・ 所得税：非課税・ 寄附者に関する優遇措置<ul style="list-style-type: none">・ 所得税：「寄附金額（総所得金額の40%を限度）－2千円」を所得控除・ みなし譲渡所得課税：非課税
----	---

法人税

法人	<ul style="list-style-type: none">・ 文化財の譲渡に関する優遇措置<ul style="list-style-type: none">・ 譲渡所得についての法人税：損金算入・ 寄附者に関する優遇措置<ul style="list-style-type: none">・ 法人税：寄附金の全額を損金算入・ 法人税：寄附金の合計額が特別損金算入限度額のいずれか少ない金額を損金算入
----	---

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/zeisei/index.html

(5) 文化芸術DXに係る取組・関連する動き

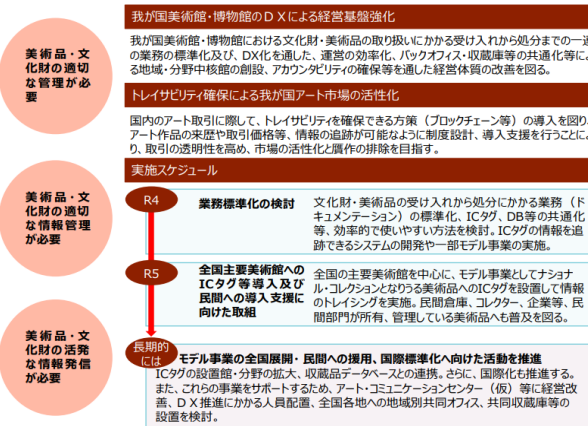
- 文化芸術推進基本計画－価値創造と社会・経済の活性化－（第二期、令和5年3月閣議決定）において、7つの重点取組の1つに「デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進」を記載。

⑦重点取組7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

Web3.0 時代において、AI に代表される急速なデジタル技術の進展が、個人の創作活動を中心とした経済活動（クリエイター・エコノミー）の発達をもたらす中、国際的な動向を踏まえて我が国の付加価値創出につなげていく観点を持ちつつ、コンテンツ創造の高速化・大量化を加速させる状況や、文化芸術の価値を NFT 技術等によって保護し活用していく取組の広がり、メタバースを活用した取引形態・表現形態の多様化に対応すべく、デジタル技術を活用した文化芸術の振興を図るとともに、その有効性や課題を明らかにする。また、DX 時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策を推進するとともに、文化遺産オンラインをはじめとする文化芸術アーカイブの充実やデジタル技術を用いた文化財の保存を図る。

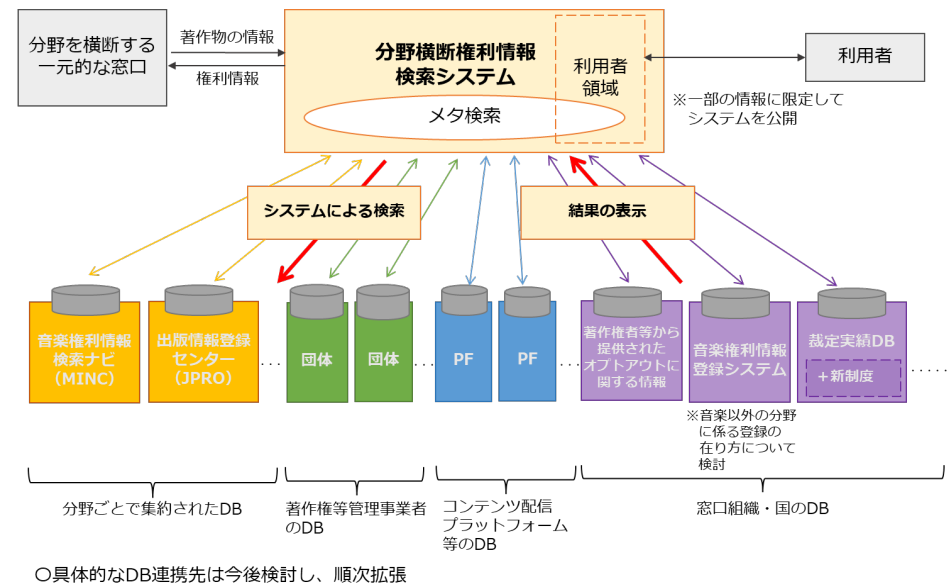
美術品DXによる管理適正化・市場活性化事業

我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現する。美術品・文化財の管理を標準化し、全国の主要な美術館と民間（個人コレクター、企業等）が保有する美術品のうち、真に重要なものをICタグ等で分散管理。その情報を一元的に取得するシステムを開発することで、美術品情報の提供、管理の適正化を図る。



DX時代の著作権施策の推進 分野横断権利情報集約化促進事業

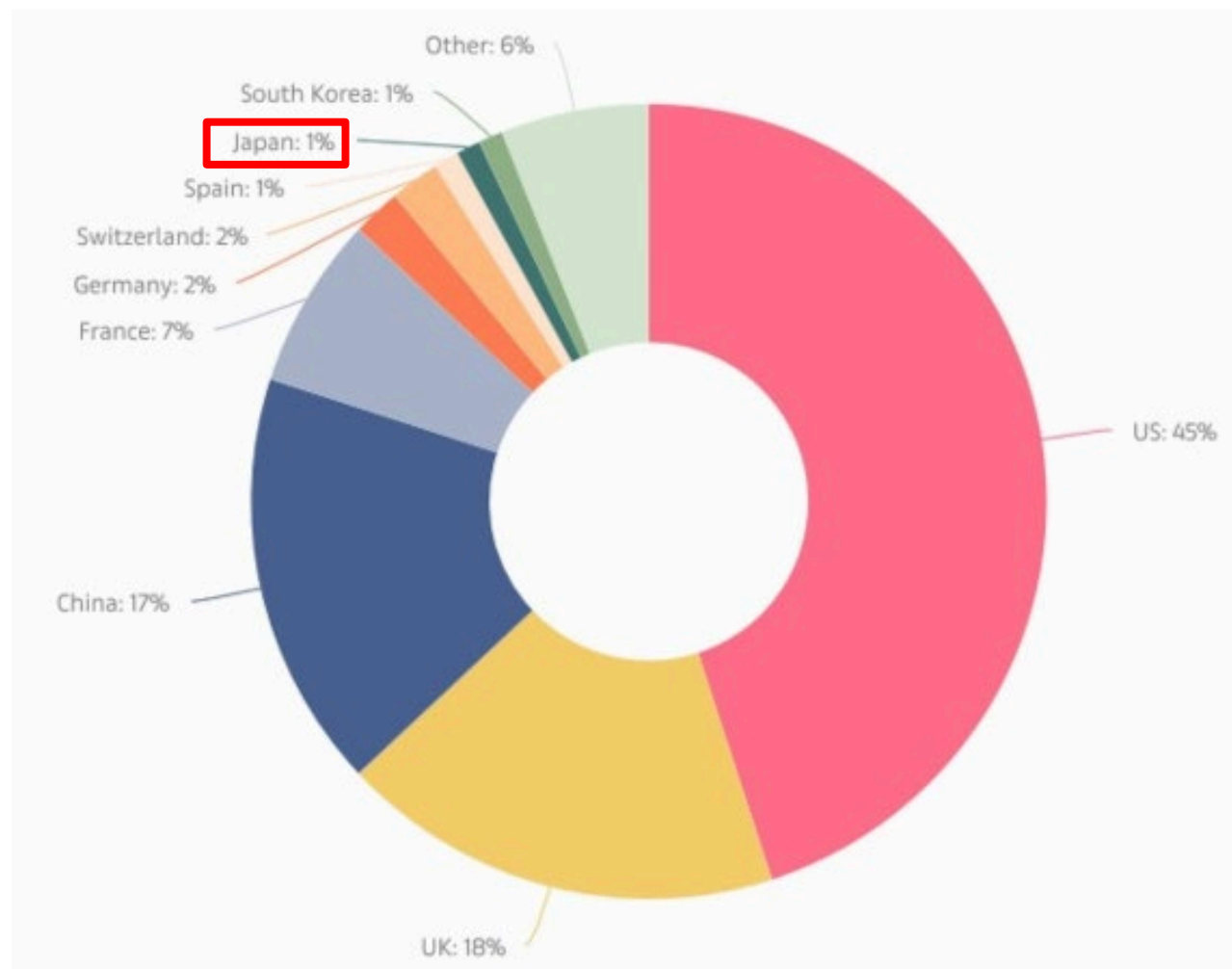
分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理に不可欠な「**分野横断権利情報検索システム**」に係る調査研究を行う。



(6) 公的統計・データ整備に係る取組 (アート市場調査)

○国内のアート市場の実態は、国外における主要なアートマーケット調査と国内における調査形態が大きく異なっており、海外のアート市場と比較分析が出来ず、適切な現状把握が出来ていない状況にあった。

○そこで令和4年度調査事業において、日本国外において英語で実施されている国際的なアート市場調査の動向を踏まえて日英バイリンガルでの基礎調査項目を設計。調査票を配布・回収・翻訳し、調査結果を国外主要調査主体に対してデータを送付することにより、国外において日本のアート市場の実態を可視化した。



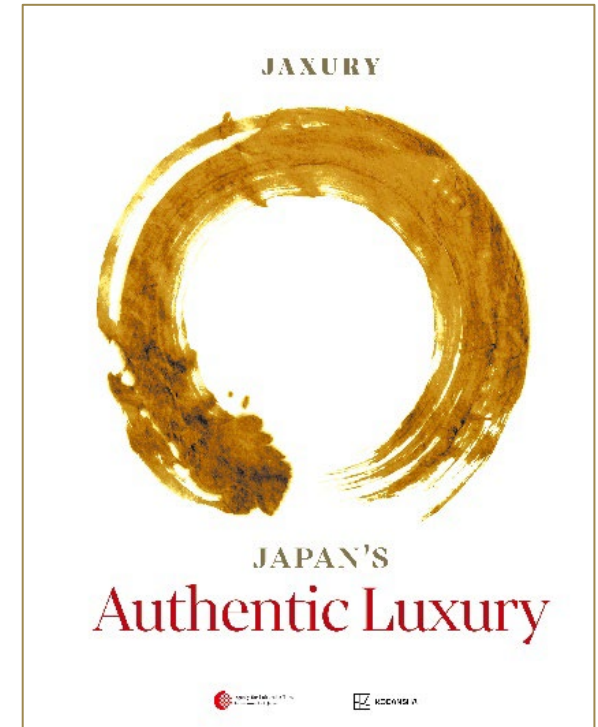
○2022年の世界全体のアートの取引額678億米ドル (約9兆円) の1% (約900億円) が日本の市場規模

第2の創造的循環（価値づけ）に関する取組

(3) プロモーションに係る取組

海外現地のニーズを踏まえた効果的な情報発信に向けた実証事業

- 海外需要を踏まえたマーケティング・ブランディング・プロモーションを戦略的かつ効果的に行うことを目的に、実際に媒体を制作する過程で課題抽出を行う実証事業を実施
- 昨年度は特に、現代の製品やサービスの紹介を通してその背景にある我が国文化芸術の魅力（文脈や背景）について理解を深めていただくための発信方法について、学術的な研究や海外アドバイザーからの意見を踏まえて冊子を制作。海外で実施されるトラベルエージェンシー向けイベントや在外大使館・関係機関、国内では在日大使館や外資系ホテル等に対し配布を行った



本日は議論いただきたいこと

今後の進め方（案）

		～10月ごろ	令和5年度内	次年度以降
第1の循環 (土壌・基盤の整備)	事業関連	事業実施による フィードバック獲得・分析		日本で持続的に文化芸術が 生み出される環境の整備
	部会での議論	論点の洗出し	未議論の論点の深堀	
第2の循環 (価値づけ・グローバル展開)	事業関連	事業実施による フィードバック獲得・分析		日本の文化芸術の 国内外における評価・価値づけ
	部会での議論	論点の洗出し	未議論の論点の深堀	
広報・PR	事業関連	全体戦略立案	シンポジウム等実施	文化芸術の自律的・持続的な発展と 他分野との継続的な連携
	部会での議論	方向性検討	次年度以降の方向性検討	

本日も議論いただきたいこと

下記のような視点から、ご意見をお願いします。

- 文化芸術活動の自律的・持続的な発展のための基盤作りを、どのような取り組みにより実効的に推進していくことができるか。
(第1の循環)
- 世界の受け手、今の時代の受け手に響く形を目指し、官民連携でグローバルに価値を作っていくためには、どのような取り組みや体制が必要か。 (第2の循環)
- 文化芸術の創造的循環の考え方を文化庁等行政関係者、文化芸術関係者等にどのような取り組みにより浸透・普及させていくことができるか。
- 文化芸術の創造的循環について、広く国民からの理解を得て、文化芸術が持続的に発展していくためにはどのような取り組みが必要か。